

支援金② 休業等要請に協力する支援金について

対象は

北海道の休業等要請に対して、休業などに取り組み、北海道から支援金20万円又は10万円を受給した協力事業者の方が対象です。

支援金を請求するには

市での手続きは、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の給付決定後になりますので、先に北海道への支援金の給付申請が必要です。

休業等要請の範囲、支援金額、給付の方法、申請に必要な書類等は、北海道が定めます。詳しくは「北海道のお知らせ」でご確認ください。

New !

市には、北海道から支援金の受給状況などの情報が提供される予定ですが、時期は未定となっています。市では、情報が提供され次第、協力事業者の方に、支援金の請求に必要な書類を郵送する予定をしておりますので、今しばらくお待ちください。

支援金③ 宿泊施設及び交通事業者への支援金について

ホテル、旅館業、バス、タクシー事業者の方へ、市から請求に必要な書類を郵送しておりますので、内容を確認の上、必要書類を市に提出して下さい。

New !